

令和 5 年 4 月 24 日

ご家族様

特別養護老人ホーム出水の里
施設長 小幡 興太郎

面会の再開に関するお知らせ

日頃より、施設運営にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を目的とした面会制限は、令和 5 年 5 月 8 日より感染症法において第 5 類の位置づけとなることから、その面会制限を緩和し、居室内での面会を再開する事と致しました。

しかし、高齢者におかれましては重症化リスクも高く、医療機関の受診等については、第 5 類移行後も感染直後に受診や入院をする事は当面難しい状況であります。そこで、感染拡大対策を図る為に、双方の不織布マスク着用等下記の面会ルールを設定させて頂きます。何卒ご理解をいただきご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【面会方法について】

1. 再開時期：令和 5 年 5 月 8 日（月）より
2. 面会時間：9 時から 17 時
3. 面会方法：1 度の入館は（年齢問わず）2 名まで、1 日 1 回、15 分程度
4. 健康観察：37.5℃以上の発熱、せき、のどの痛みなど感冒症状がある場合は面会できません。
5. 留意事項：
 - ① 事業所玄関にて面会簿に記入をお願い致します。
※事前の電話予約等は必要ありません。
 - ② 面会中は、入居者、面会者ともに、常時不織布マスクを着用して下さい。
※面会者は入館時からの着用をお願いします。
 - ③ 面会中に、差し入れ等飲食物の提供はご遠慮ください。
 - ④ 直接、顔（目、鼻、口の周囲）に触れない様にして下さい。
6. 面会制限：

事業所内で感染症（インフルエンザ・コロナウイルス等）が発生（入居者・職員）した際は、収束までの期間は面会を制限致します。

また、出水市内及び全国的な感染状況に応じて、面会を制限させて頂きます。